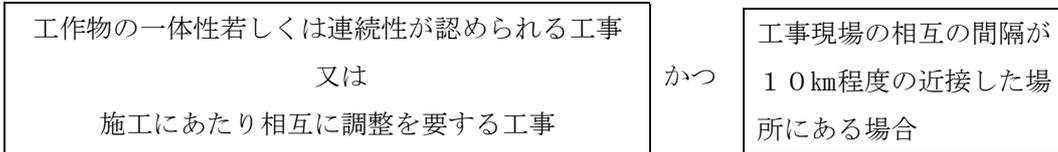


## 主任技術者及び現場代理人の適正な配置について

### ①主任技術者の専任制の緩和

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。

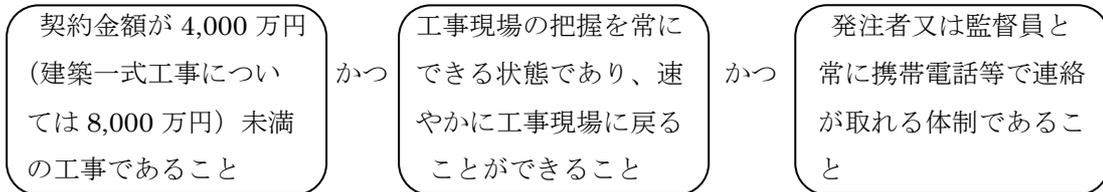


ただし、次の場合の兼務はできません。

- ◎新工法を採用した工事
- ◎施工条件が厳しい工事
- ◎第三者に対する影響が大きい工事
- ◎トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- ◎監理技術者の配置を要すると見込まれる工事  
(下請金額の合計が4,500万円(建築一式は、7,000万円)以上)

### ②現場代理人の常駐義務の緩和

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の常駐義務が緩和されます。



### ③現場代理人の兼務

②により常駐を要しないと認められる場合は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- (ア) 兼務する工事の件数・・・概ね2,3件程度。
- (イ) 兼務する工事の距離・・・工事現場間の移動時間が、概ね30分以内であること。
- (ウ) 兼務する工事の契約額・・・契約額が4,000万円(建築一式工事については8,000万円)以上の他の工事現場主任(監理)技術者でないこと(他の工事の専任技術者でないこと)。  
現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね8,000万円未満であること。

①により主任技術者を配置する場合は【主任技術者の兼務承認申請書】を、③により現場代理人の兼務を申請する場合は【現場代理人の兼務確認申請書】を提出してください。